

低入札価格調査基準の 引き上げについて

国土交通省大臣官房技術調査課
せ ぎ き と も ゆ き
事業評価・保全企画官 瀬崎 智之

国土交通省では、5月16日以降に入札公告を開始する工事案件を対象に、低入札価格調査の基準を約2年ぶりに改定しました。以下では、その概要をお知らせします。

低入札価格調査の基準は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第85条第2項に基づき定めるものです。この基準を下回る入札が行われた場合、当該契約の内容に適合した履行がなされるか、調査を行い、履行がなされないおそれがあると認められる場合には、これが最低価格であったとしても他の者と契約することができます。

低入札価格調査の基準としては、まず、平成21年の国土交通大臣と、財務大臣との協議に基づき、請負工事契約では、現在予定価格の7/10～9/10の範囲で調査基準価格を設定することとなっています。その範囲の中で調査基準価格をどう設定するか、という運用を国土交通省で別途定めており、今回はこの運用を改定したものです。

具体的には、工事ごとに、積算した直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の各費用に、それぞれ一定の割合（ここでは、これを「算入率」ということとする）を乗じた額の合計値に、諸費税相当額の1.05を乗じた額を調査基準価格として設定することとしていますが、このうち、一般管理費等の算入率を現行の30%から55%に引き上げたものです（前述の範囲7/10～9/10

の範囲を超えた場合には、上限（9/10）または下限（7/10）になります）（図 1 参照）。

直轄土木工事の各費用の平均構成割合（平成20年に調査）に、この算入率を当てはめると、これまで調査基準価格が予定価格の約86%であったものが、約88%と2ポイント分の引き上げになりました。

55%を一般管理費等の内訳の面から分析してみると、これまで、企業運営上、必須の経費と見なしていた法定福利費、租税公課などの占める割合の30%に、本社・支社の従業員給与や退職金が占める割合（25%）を加えた値に相当していることが分かりました。

従業員給与等については企業の運営上不可欠な費用であると考えられます。これらについても削減されると、資機材等の調達など工事現場の支援にも支障が出る場合がありうることから、今回の分析結果を踏まえ、低入札価格調査の基準を引き上げることとしたものです。

本改定に追随して、平成25年5月16日に、公共工事を発注する中央省庁等で構成する中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルも改定されました。これにより、農林水産省、環境省、法務省、下水道事業団、水資源機構等でも、基準改定が行われています。

さらに、これまで、全国の都道府県・政令市の

現行(H23.4～)

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・一般管理費等×0.30
上記の合計額×1.05

今回(H25.5.16～)

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.80
・ <u>一般管理費等×0.55</u>
上記の合計額×1.05

(注) 計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

図 1 低入札価格調査基準の見直し

過半が中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルと同じ基準を設定していたことから、都道府県

や市町村においても、今回の引き上げに呼応した動きがあるものと予想しています。